

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業 (ケーブルテレビ複線化等整備支援事業) 公募要領

1 ケーブルテレビ複線化等整備支援事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（9）③のとおり。

(2) 実施主体

市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

なお、本補助事業は、市町村（公設公営、公設民営（IRU契約））又は第三セクター法人が所有する形態のケーブルテレビ施設の放送・通信ネットワークの強靱化を図ることを目的とすることが要件であることから、通信網のみの強靱化を目的としている場合は本補助事業の対象外であることに留意すること。

(4) 交付額

交付額は、次の表の補助額を上限として交付する。

補助申請の主体	補助額
市町村、市町村の連携主体又は承継事業者（市町村又は市町村の連携主体の承継事業者に限る。）の場合	補助対象経費の 2分の1に相当する額
第三セクター法人又は承継事業者（第三セクター法人の承継事業者に限る。）の場合	補助対象経費の 3分の1に相当する額

なお、交付下限額が100万円のため、1事業に係る交付要綱第5条の表の左欄に掲げる区分ごとに、市町村、市町村の連携主体又はこれらの承継事業者の場合は事業費200万円以上、第三セクター法人又はこの承継事業者の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

2 提出方法

(1) 提案書類

- ① 公募申請書【実施マニュアルⅡ8別紙2】
- ② 交付申請書【交付要綱様式第1号】
- ③ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）
【交付要綱様式第1号 別紙1第11】
- ④ 工事概要書【交付要綱様式第1号 別紙3】（工事を要する場合のみ）
- ⑤ 見積書【実施マニュアル 資料9-1、資料9-2】

※公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

(2) 提出先・提出期限

公募開始の日（令和7年4月18日（金））から締切日までの間に、次のいずれかの方法により提出すること。

第一次締切：令和7年5月23日（金）12:00（必着）まで

第二次締切：同年 6 月 20 日（金）12:00（必着）まで

第三次締切：同年 7 月 18 日（金）12:00（必着）まで

- ・ 管轄する総合通信局等に電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により電子ファイルを提出。
- ・ J グランツ（補助金電子申請システム）の利用による申請。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3 申請の要件・選定方法

（１）申請の要件

申請内容について、以下の①の要件を満たすかについて確認を行い、②の要素を加味する。

- ① 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。

ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化等や、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人（市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受ける等により、当該事業を承継事業者が行う場合にあっては、承継事業者）が行うもの。

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者が行うもの。

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

- ② 地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に、申請しようとする補助事業の事業名及び箇所が明記されていること。

（２）選定方法

各申請主体から申請された内容について、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

なお、今般の公募については、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算について同時に公募を行う。

個々の案件に適用する予算については、上記(1)及び(2)に基づき申請のあった案件全体について評価を行った後、申請内容を勘案して総務省において選定し、内示の際に通知する。希望する予算と異なる可能性も予め承知の上申請すること。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 第一次締切に申請があった案件

令和7年	7月中旬	採択候補先内示・本申請
	7月下旬	交付決定

- ・ 第二次締切以降に提出された案件については順次対応する。

5 その他

- ・ 交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_taisaigaiseikyoka.html
に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載される「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。